

第2回専門委員会 指摘と対応

No.	指摘事項	対応(案)
資料2：総量規制基準の設定方法について(素案)		
1	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度のデータのみを使うことについて行政上の意義は理解したが、総量規制基準が適用される事業場はそれほど多くはないと思うので、見直し案の設定については事業場のデータをもう少し丁寧に見た方がよいのではないか。(長田委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、前回お示しした見直し素案について自治体等の意見を聴きつつその妥当性等を検討するとともに、必要に応じて業種等の区分における排水に係るデータの経年変化を確認した上で、今回お示しした見直し案(資料3)を作成した。
資料3：見直し検討対象業種のC値の範囲(素案)		
2	<ul style="list-style-type: none"> 産業排水については、通常は最大値の半分ほどの濃度で出しているが、原料の変化や処理方法等によって負荷変動が生じる。そのようなことを踏まえ、見直し案の設定に当たっては、それぞれの業種の状況を踏まえていただきたい。 また、自治体が更に厳しい規制基準を設定すると支障が生じる事業場も増えてしまうと思うので、在り方答申の思想を踏まえた自治体への指導についてもお願いしたい。(平沢委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、前回お示しした見直し素案について自治体等の意見を聴きつつその妥当性等を検討するとともに、必要に応じて業種等の区分における排水に係るデータの経年変化を確認した上で、今回お示しした見直し案(資料3)を作成した。 都府県に対しては、在り方答申の趣旨や今回の見直しの観点について伝えていきたい。(第2回専門委員会において回答済)
3	<ul style="list-style-type: none"> 母数が少ないものは最大値、多ければ95%値とのことだが、個票を見ると、水質最大値がとても大きく95%値は最大値の0.065%程度となっている業種もある。そういった分布をしている業種についてどう考えるか。(長崎委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回専門委員会でお示ししたデータは暫定版であったが、ご指摘のあった業種を含めデータの精査を行い、今回お示しした見直し案(資料3)は精査後の確定値を基に設定した。 今回の見直しは、最大値に対する95%値ではなく、業種内で排水水質の小さい方から$n \times 0.95$番目の値とする趣旨で見直し素案を作成した。(第2回専門委員会において回答済)
4	<ul style="list-style-type: none"> 資料2の表9(C値の範囲の幅等)はいつ作られたのか。また、可能であればその根拠を説明願いたい。この表の取決めにより見直せないものがあるのであれば、今後、この表を見直していくことも必要ではないか。(河村委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1次から第4次までは、実態として表9の内容に則ったC値となっている。第5次において、第4次までの実態等を踏まえその旨が明示され、それ以降は基本的に表9の内容に従い見直しを実施してきている。

5	<ul style="list-style-type: none"> ・資料3 - 1のP50～52の業種は、生物学的なりん除去を実施している。通常の排水濃度は低くなっているが、気象条件等によっては、たまに高くなることもある。水質最大値を抑えるためには、凝集剤を常に添加し続けることになり、費用もかさみ汚泥量も増える。また、りんの資源循環の障害にもなる可能性もある。 ・全体的に総量は低く抑えられている実態を踏まえ、最大値の規制についてよく検討してほしい。(鈴木委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、前回お示しした見直し素案について自治体等の意見を聴きつつその妥当性等を検討するとともに、当該業種等の区分における排出水に係るデータの経年変化を確認した上で、今回お示しした見直し案(資料3)を作成した。
---	--	---